地域内消費促進電子クーポン活用事業公募型プロポーザル実施要領

１ 目的

本実施要領は、「地域内消費促進電子クーポン活用事業」の受注者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的して定めるものである。

２ 業務の概要

（１）業務名　　　　地域内消費促進電子クーポン活用事業

（２）業務内容　　　別紙仕様書のとおり

（３）履行期間　　　契約締結日から令和８年３月31日まで

（４）事業費提案限度額　　１４，６７８，０００円（消費税及び地方消費税を含む｡）

　　　　　　　　　　　　　うち７，５００，０００円はプレミアム分とする。

３ 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成14年律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。

（３）公告日現在、「[南会津町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱](https://srb.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJMainMenu.jsf)」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。

（４）本町の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。

（５）国税及び地方税を滞納していないこと。

（６）南会津町暴力団排除条例（平成24年南会津町条例第４号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員並びに同条第３号に規定する暴力団員等と関係を有する者でないこと。

４　スケジュール（予定）

（１）公告日　　　　　　　　　　令和７年４月 ９日（水）

（２）質問受付期間　　　　　　　令和７年４月 ９日（水）から４月14日（月）まで

（３）質問に対する回答　　　　　令和７年４月16日（水）

（４）参加表明書等提出期限　　　令和７年４月23日（水）

（５）参加資格審査結果通知　　　令和７年４月25日（金）

（６）企画提案書等提出期限　　　令和７年５月 ２日（金）

（７）審査（プレゼンテーション）令和７年５月15日（木）（予定）

（８）契約締結　　　　　　　　　令和７年５月中旬（予定）

５　質問の受付及び回答

（１）受付期間

令和７年４月９日（水）から令和７年４月14日（月）午後５時まで

（２）提出方法

所定の質問書（様式１）に記入し、下記メールアドレスに送信すること。

メールアドレス：h\_[shokou@minamiaizu.org](mailto:shokou@minamiaizu.org)

　（３）質問への回答

令和７年４月16日（水）午後５時までに町ホームページに掲載する。

６　参加表明書の提出及び参加資格審査

（１）提出期間

公告日から令和７年４月23日（水）午後５時まで

（２）提出方法

持参又は郵送すること。持参の場合は、提出期間内の平日午前９時から午後５時まで、郵送の場合は、書留郵便により提出期間内必着で発送すること。

（３）提出書類

　　　　①参加表明書（様式２）

　　　　②誓約書（様式３）

③業務実績書（様式４）

　　　　④会社概要書（様式自由、パンフレット可）

（４）提出部数

　　　　各１部

（５）提出先

〒967-0004　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1

南会津町　商工観光課　商工振興係

　（６）参加資格審査結果通知

　　　　　プロポーザルへの参加資格審査結果については、令和７年４月25日（金）までにメールにて通知する。

７　企画提案書等の提出

（１）提出期限

令和７年５月２日（金）午後５時まで

（２）提出方法

持参又は郵送すること。持参の場合は、提出期間内の平日午前９時から午後５時まで、郵送の場合は、書留郵便により提出期間内必着で発送すること。

（３）提出書類

　　　　①企画提案書（様式自由、Ａ３判片面印刷４枚又はＡ４判片面印刷８枚以内）

　　　　②見積書（様式自由、見積内訳書等積算根拠のわかるものを添付）

（４）提出部数

　　　　各７部

（５）提出先

〒967-0004　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1

南会津町　商工観光課　商工振興係

８　審査方法等

（１）審査方法

プロポーザル参加者の企画提案の審査は、資料３「地域内消費促進電子クーポン活用事業公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査会においてを行うものとする。

（２）審査会の開催

　　　　実施日：令和７年５月15日（木）※予定

　　　　場　所：南会津町役場本庁舎

　　　　※日時・場所等の詳細については、参加者に別途連絡する。

（３）優先交渉権者の決定

　　　　審査会からの報告を基に優先交渉権者、次点交渉権者を決定するものとする。

（４）審査結果の通知及び公表

　　　　審査結果については、プロポーザル参加者に対して通知するとともに、南会津町ホームページに掲載する。（優先交渉権者は名称も掲載する。）

　　　　なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

９　契約

本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、提案内容のとおり契約するものではない。契約内容等については、提案内容を基本としつつも、町と優先交渉権者が協議して決定する。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と契約に向けて協議を行う。

10　参加者の失格

　次のいずれかに該当する場合は失格とする。

　（１）上記３の参加資格に定めた要件を欠いたとき。

　（２）提出書類に虚偽の記載があったとき。

　（３）提出期限までに提出書類が提出されなかったとき。

　（４）審査の公平性を害する行為があったとき。

11　その他留意事項

（１）提出された書類は返却しない。

（２）提出された書類は本プロポーザルにおける選定以外に使用しない。

（３）提出書類については、町がやむを得ないと認める場合を除き、提出後の修正又は変更はできない。

（４）企画提案書の提出は、１参加者につき１提案のみとする。

（５）企画提案書に係る著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとするが、当町が執務上必要とする場合は、著作権の有無に関わらず、企画提案書の一部を使用することができるものとする。

（６）本プロポーザルの参加者が１者のみであってもプロポーザルは原則実施し、提案内容の審査及び優先交渉権者の選定を行う。

（７）本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。

（８）やむを得ない理由により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費や損害賠償を町に請求することはできない。

（９）参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で町に通知することとする。

12　問い合わせ先

南会津町　商工観光課　商工振興係

電 話 0241-62-6200（直通）

ＦＡＸ 0241-62-1288

E-mail h\_shokou@minamiaizu.org